

○裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法等
の運用について

平12. 4. 6 人能A第6号
高等長官，地方，家庭所長，
最高事務総局局課長，3研修
所長，最高図書館長，大法廷
首席書記官あて倫理監督官通
達

改正 平17人能A第000472号

改正 平17人能A第001189号

改正 平18人能A第000876号

改正 平21人能A第000660号

改正 平28人能第1155号

改正 令3人能第142号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法（以下「倫理法」という。），
裁判所職員倫理規則（以下「倫理規則」という。）及び同規則において準用する国家公
務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）の運用については，他の法令，規則に特別
の定めがある場合を除き，下記によってください。

記

1 定義等

- (1) 倫理法第2条第1項に定める「職員」（以下「職員」という。）とは，裁判官及
び裁判官の秘書官以外の裁判所職員をいい，委員，顧問若しくは参与の職にある者

又は同条同項に基づき最高裁判所の指定する職にある者で常勤を要しないものを除いたものをいう。

なお、最高裁判所の指定する職として、裁判員及び補充裁判員、民事調停官及び家事調停官、労働審判員、専門委員、司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員、鑑定委員、精神保健審判員、精神保健参与員、裁判所に設置された委員会及び審査会の非常勤職員並びに検察審査会の検察審査員、補充員及び審査補助員が指定されている。

- (2) 倫理法及び倫理規程の規定中「各省各庁の長」とあるのは最高裁判所をいう。
- (3) 倫理規程第4条第3項中「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項に規定する特別職国家公務員等」とあるのは、裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法第82条第2項に規定する特別職国家公務員等をいう。

2 職員の利害関係者

(1) 倫理規則第2条第1号関係

ア 「裁判所の事件」とは、裁判所に係属する事件をいい、例えば、民事事件（事訴訟、行政訴訟、非訟事件等）、刑事事件、家事事件、少年事件、法廷等の秩序維持に関する法律違反事件、裁判官の分限事件をいう。

イ 「事件の当事者」の代表的なものは次に掲げるとおりである。

- (ア) 民事訴訟事件及び行政訴訟事件における原告、被告、参加人及び補助参加人
- (イ) 民事執行事件における申立債権者、債務者、所有者及び第三債務者
- (ウ) 破産事件における申立人及び破産者
- (エ) 会社更生事件における申立人及び更生会社
- (オ) 刑事事件における検察官及び被告人
- (カ) 家事審判事件及び家事調停事件における申立人及び相手方
- (キ) 少年保護事件における少年

ウ 「事件に利害関係を有する者であって、手続上の権利を行使する者」の代表的なものは次に掲げるとおりである。

- (ア) 民事執行事件における債権届出をした債権者、買受申出人及び買受人
- (イ) 破産事件における破産債権者及び財団債権者
- (ウ) 会社更生事件における更生債権者及び更生担保権者

エ 「当事者になろうとしていることが明らかである者」とは、事件の当事者にはまだなっていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、事件の当事者となろうとしていることが明らかな者をいう。

オ 「当該事件において法令の規定に基づき裁判所の監督を受ける者」とは、民事訴訟法、破産法、会社更生法、民法及び家事事件手続法等の法令の規定上、裁判所の監督に属するとされている者又は裁判所が職権で解任若しくは改任することができる者とされている者をいう。

代表的なものは、破産管財人、相続財産管理人、後見人及び後見監督人である。

カ 「これらの者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」の代表的なものは次に掲げるとおりである。

- (ア) 事件の当事者の代理人、弁護士、会社の代表者、法定代理人
- (イ) 当事者等が会社組織の場合、当該事件を担当する役員や担当部署（法務部、債権管理部等）の従業員

(2) 倫理規則第2条第2号関係

「申立人となろうとしていることが明らかである者」については上記(1)エに、「これらの者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」については上記(1)カに定めるところと同様である。

(3) 倫理規則第2条第3号関係

「裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされるもの」とは、行政手続法第3条第1項第2号に規定されているものと同義である。

(4) 倫理規則第2条第4号関係

ア 「国の支出の原因となる契約に関する事務」とは、会計法第10条の規定により管理される国の支出の原因となる契約に関する事務をいう。

イ 「契約の申込みをしようとしていることが明らかである者」については上記(1)エに定めるところと同様である。

3 贈与等報告書等の提出等

(1) 倫理法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定による報告は、最高裁判所に勤務する職員は最高裁判所事務総局人事局長（別表を除き、以下「人事局長」という。）に対し、最高裁判所以外の裁判所に勤務する職員はその勤務する裁判所（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員についてはその所在地を管轄する地方裁判所）の事務局長に対し、当該各項に規定する提出期限までに、必要事項を記載した報告書等を提出して行うものである。

(2) 各裁判所の事務局長は、各裁判所の職員から報告書等の提出を受けたときは、各提出期限の翌日から起算して14日以内に、当該報告書等を、人事局長に送付する。

(3) 倫理法第6条第2項、第7条第2項及び第8条第3項の規定による報告書等の写しの送付並びに倫理法第9条の規定による報告書等の保存及び閲覧に係る事項は、人事局長が行うものである。

4 倫理監督官に対する相談等

(1) 倫理監督官の権限の委任

ア 倫理規程第15条第2項の規定により、倫理監督官が倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じ、倫理規程第4条第2項に規定する指示を行い、倫理規程第8条に規定する届出を受け、並びに倫理規程第9条第1項に規定する承認を行う権限を別表の「行為を行う職員」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の「倫理監督官の権限の委任を受ける職員」欄に定める職員（以下「委任を受ける職員」という。）に委任する。

イ 倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談（倫理規程第9条第1項に規定する承認の申請に先立つ相談を含む。）に応じること及び倫理規程第4条第2項に規定する指示を行うことについては、別表の「行為を行う職員」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の「倫理監督官又はその権限の委任を受ける職員を補佐する者」欄に定める職員（以下「補佐する職員」という。）もすることができる。この場合において、補佐する職員は、委任を受ける職員と協議しつつ対応するものとする。

(2) 相談等の手続

ア 倫理規程第4条第2項の規定による相談は、別紙様式第1による相談申請書を、倫理監督官等（倫理監督官又は委任を受ける職員をいう。以下同じ。）又は補佐する職員に提出して行う。

イ 倫理監督官等又は補佐する職員は、相談に対する指示事項等をアの定めにより提出された相談申請書に記載して、申請者に交付する。

ウ 倫理規程第10条の規定による相談は、適宜の方法により行うことができる。

(3) 届出の手続

倫理規程第8条の規定による届出は、別紙様式第2による飲食届出書を、「飲食の態様」の項に列挙された事項を記載した上で、倫理監督官等に提出して行う。

(4) 承認の手続

ア 倫理規程第9条第1項に規定する講演等の事前承認の申請は、別紙様式第3による講演等承認申請書を、倫理監督官等に提出して行う。

イ 倫理監督官等は、申請を承認し、又は承認しなかった場合には、アの定めにより提出された講演等承認申請書にその旨を記載して、申請者に交付する。

5 利害関係者からの依頼に応じて講演等をする場合の報酬の基準等

(1) 倫理規程第9条第2項により倫理監督官が定める基準は、次のとおりとする。

ア 講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授又はラジオ放

送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演に対する報酬については、1時間当たり2万円程度を上限とする。

イ 著述、監修又は編さんに対する報酬については、400字当たり4,000円程度を上限とする。

(2) 職員は、講演等の内容の高度の専門性等に鑑み、(1)に定める基準により難い場合は、倫理監督官等に対し、適宜の方法により相談するものとする。

6 不利益取扱いに関する配慮

職員が、他の職員に係る倫理法、倫理規程、倫理規則に違反する行為を倫理監督官その他適切な機関に通知しても、そのことを理由として当該通知をした職員について不利益な取扱いを受けることがないように注意しなければならない。

付 記 (平17. 4. 1 人能A第000472号)

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記 (平17. 7. 20 人能A第001189号)

この通達は、平成17年7月1日から適用する。

付 記 (平18. 3. 13 人能A第000876号)

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記 (平21. 2. 24 人能A第000660号)

この通達は、平成21年5月21日から実施する。

付 記 (平28. 12. 21 人能第1155号)

この通達は、平成28年12月21日から実施する。

付 記 (令3. 3. 15 人能第142号)

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

別 表

(最高裁判所)

行為を行う職員	倫理監督官の権限の委任を受ける職員	倫理監督官又はその権限の委任を受ける職員を補佐する者
指定職の職員		最高裁判所事務総局人事局長
行(一)7級以上10級以下の職員	事務総局局課長，研修所所長，図書館長，大法廷首席書記官	事務総局の局の第一課長，研修所事務局長，図書館副館長，訟廷首席書記官又は小法廷首席書記官
その他の職員	秘書課長，広報課長，情報政策課長，事務総局の局の第一課長，研修所事務局長，図書館副館長，大法廷首席書記官	事務総局各局課の庶務主任たる審査官又は課長補佐，研修所総務課長，訟廷首席書記官又は小法廷首席書記官

(高等裁判所)

行為を行う職員	倫理監督官の権限の委任を受ける職員	倫理監督官又はその権限の委任を受ける職員を補佐する者
指定職の職員		最高裁判所事務総局人事局長
行(一)7級以上10級以下の職員	高等裁判所事務局長	高等裁判所事務局次長
その他の職員	高等裁判所事務局次長	高等裁判所事務局人事課長

(地方裁判所及び家庭裁判所)

行為を行う職員	倫理監督官の権限の委任を受ける職員	倫理監督官又はその権限の委任を受ける職員を補佐する者
指定職の職員		最高裁判所事務総局人事局長
行(一)7級以上10級以下の職員	所長	事務局長
その他の職員	事務局長	事務局人事課長（人事課の置かれない庁にあっては総務課長）

(注)

- 1 行(一)7級以上10級以下の職員とは，行(一)7級以上10級以下又はこれに相当する

職務の級にある職員をいう。

2 事務総局の局の第一課長には、人事局総務課長及び経理局総務課長を含む。

(別紙様式第 1)

相 談 申 請 書	
<p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>(申請者) 所 属</p> <p>官 職</p> <p>級号俸 () 級 号俸</p> <p>氏 名</p> <p>次のとおり国家公務員倫理規程第 4 条第 2 項に基づく相談を申請します。</p>	
<p>1 利害関係者の氏名・職業等</p> <p>(利害関係者の該当条項)</p>	<p>(裁判所職員倫理規則第 2 条第 号)</p>
<p>2 相談概要</p>	<p>(職務上の利害関係の状況)</p> <p>(私的な関係の経緯)</p> <p>(私的な関係の現在の状況)</p> <p>(行為の態様等)</p>
<p>(相談に対する指示事項)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(指示権者)</p>	

(別紙様式第 2)

飲 食 届 出 書	
殿 年 月 日 (届出者) 所 属 官 職 級号俸 () 級 号俸 氏 名 次のとおり利害関係者と飲食することを届け出ます。	
1 利害関係者の氏名・職業等 (利害関係者の該当条項)	(裁判所職員倫理規則第 2 条第 号)
2 飲食の態様	(日時) (場所) (人数) (形式) (自己の飲食に要する費用額) (費用の負担者) (目的) (その他)

(別紙様式第 3)

講演等承認申請書	
殿 年 月 日 (申請者) 所 属 官 職 級号俸 () 級 号俸 氏 名 次のとおり講演等の承認を申請します。	
1 利害関係者の名称 (利害関係者の該当条項)	(裁判所職員倫理規則第 2 条第 号)
2 講演等の内容, 対象者と その人数, 目的その他参考 となる事項	
3 報酬額	円 (当たり 円)
する。 上記申請を承認 しない。 年 月 日 (承認権者)	